

<校舎建築図面で紐解く、5年前から今日に至るまでの学校食堂方針> ～建築士からの視点。

●食堂や売店と呼ばれる旧図書館棟の1階空間には、何があって、何が無いか

厨房付き食堂を仮に想定した場合に必要な筈の、給排水やガスの配管は図面からは読み取れず（参照/M-42,48,59図）、一方で情報機器や防災機器は一式揃っています。

ただし、構造的には1階床の土間スラブまたは構造スラブは、構造軸組図や断面図からは読み取れず、仕上表では鋼製根太の上にフローリングとなっているため、計画変更の際には、床下に排水などを設けることは、可能な空間とはなっていないようです。（参照/A-271図）

食堂や売店の入り口扉にはガラスも入ってますので、あくまでも閉じた空間ではないと思われます。（参照/A-282図）

●果たしてこの空間は何を作れる、あるいは何が売られる場所なのか

この空間において、どういうものを作りたいかは、よく分からない、全く伝わってこない図面と言えます。

しかし実はそのことこそが、この場所の特徴を示しているように思えます。

つまり計画変更をおこなえば、どのようにでも用途転用が可能な場所、と言い換えることも出来ます。

●現状では旧図書館棟（今後の食堂）に厨房は無いのか

図面上の室名表記に「食堂」と「売店」としかない時点で、現状では「厨房」はないと判断できます。

もし厨房を設ける予定であるならば、事実と異なった室名表示をしていることになります。

仮に食堂の一角にオープンキッチンを設けるとすれば、現状の室名表示でも許されるかもしれませんが、床仕上げやフローリング、天井の照明や換気（参照/M-30図）などの設備配置の想定も均一なので、現状では方針として厨房付き食堂とは考えていないと判断する方が適当でしょう。

ちなみに、図面上の「食堂」との表記の定義には、広義に渡ります。仮にレストランのようなものでもイトインコーナーのようなものでも、「食堂」と記載されて

も問題はありません。しかし一方で、「厨房」に関しては、火器使用室になるかどうかで、建築基準法の適用が変わります。

ガスを使用して火器使用室となれば、防火区画などの対応が必要となりますが、一方のIHや電子レンジだけならば（参照／E-49図）、建築基準法に基づく対応は必要とされません。仮に前者でしたら図面に厨房に関する設備などが現れてきますが、後者の計画であれば規模によりますが、そうでない場合もあります。

計画を今後変更して厨房を設けることは可能でしょうが、その場合、ガスを使用する場合には火器使用室となるので、相応の対応が必要となります。しかしIH対応の場合には設備的にはそれほど大変ではないかもしれません（食品衛生法からの観点は、ここでは一旦除いております）。

今回の工事についての建築確認申請に、図書館棟も含まれているとすれば、申請自体も計画変更申請か軽微な変更届が必要になる可能性が高くなります。

A-279の改修天井伏図では、照明や空調、換気などの凡例が（別途）となっており、またその一方で、実際の天井伏図に記載された記号は凡例にはないものです。これは一応の工事予算を確保しておいて、後ほど何らかの機能に転用することを想定しているのでは、とも取れますが、確証とまでは至りません。

※補足として、旧図書館棟では暖房設備にガスを使用しており、ガス管は建物内まで来ていた事、今回の改修の際に建物館内のガス管は撤去された事が図面で分かりました。（参照／M-121図）